

障害者総合支援法のサービス（難病患者等）

『補装具費の支給（補装具費の購入・修理）』

1. 補装具費の支給（補装具費の購入・修理）について

○補装具とは、障害者総合支援法に基づいて支給され、障害者が日常生活を送る上で必要な移動等の確保や、就労場面における能率の向上を図ることを目的として、障害者等の失われた身体機能を補完または代替するための、更生用の用具をいいます。

○補装具を購入・修理する場合は、基準にもとづき補装具費が支給されます。

○個々の身体状況に応じて必要性を判定し、支給の要否が決まります。事前にご相談ください。

○補装具の種類と判定形式

種目	判定形式
義肢、装具、座位保持装置、電動車椅子、重度障害者用意思伝達装置※	直接判定 東京都心身障害者福祉センターで実施 ※申請者の状況を確認の上、判定方法を決定
補聴器（高度難聴用（片耳）を除く）、車椅子（手押し型以外のオーダーメイド）、重度障害者用意思伝達装置※	書類判定 （意見書により判断が難しい場合は、直接判定に変更することあり）
義眼、眼鏡、補聴器（高度難聴用（片耳））、人工内耳（人工内耳用音声信号処理装置の修理のみ）、車椅子（手押し型オーダーメイド、手押し型以外のレディメイド）、歩行器	判定不要 区が指定医の意見書により判断 （意見書により判断が難しい場合は、東京都心身障害者福祉センターが判定することあり）
視覚障害者安全つえ、車椅子（手押し型レディメイド）、歩行補助つえ（T字状・棒状のものを除く）	判定不要 区が申請書のみで判断（意見書が省略可能） （申請書のみで判断が難しい場合は、意見書が必要になることあり）

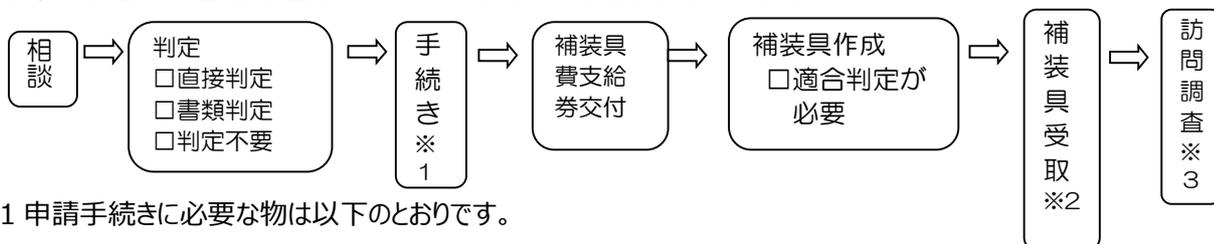
2. 対象となるかた

○障害者総合支援法対象疾病に該当する難病患者等

○申請時に難病の医療費助成制度の受給者証または、「指定難病要支援者証明書」医師の診断書の提示が必要です。

3. サービス利用までの手続き

○東京都心身障害者福祉センターでの判定等が必要となる場合があります。



※1 申請手続きに必要な物は以下のとおりです。

- 難病の医療費助成制度の受給者証または医師の診断書
- 補装具費支給申請書（兼税務調査同意書）
- 補装具業者が作成した見積書
- 意見書 ※必要な場合

※2 交付された補装具費支給券の表面の受領者名と裏面の委任状に記名・押印し、利用者負担額の支払い時に業者にお渡しください。

※3 補装具受け取り後、確認のため訪問いたします。

4. 費用

原則として1割が自己負担です。課税状況に応じて1か月の自己負担上限額が設定されます。
非課税世帯のかたの自己負担はありません。※世帯とはご本人と配偶者です

5. サービス利用の負担上限月額

障害者	負担上限額
生活保護・区市町村民税非課税	0円
区市町村民税課税	37,200円

6. 利用にあたっての確認事項

①以下の場合は、対象外です。

世帯の所得が一定以上の場合（本人または配偶者のうち区民税所得割の最多納税者の納税額が46万円以上）

※所得割額は、住宅借入金等特別税額控除及び寄付金税額控除については、控除される前の額を用います。

年少・特別控除については、廃止される前の額を用います。

自動車損害賠償保障法、戦傷病者特別援護法、介護保険法、労働者災害補償保険法等の他の制度で貸与・給付される場合

医療保険により補装具を購入した場合

申請前に補装具を購入・修理した場合

治療や訓練のための治療用装具

②介護保険との適用関係

介護保険が優先的に適用される種目：車椅子（電動車椅子含む）、歩行器、歩行補助つえ

生活保護の介護扶助を受けている40歳以上65才未満の医療保険未加入者で、介護保険第2号被保険者にある者については、総合支援法の補装具費支給制度が優先

③デザイン・形状等により基準額を超過する場合は、超過額は全額自己負担となります。

④補装具の個数

補装具費の支給対象となる補装具の個数は、原則1種目につき1個ですが、特に使い分けが必要と認めた場合は、2個とすることができます。また、修理期間中の代替用については、支給の対象となりません。

⑤修理・再支給・借受けについて

補装具費支給制度は修理にも利用できます。購入と同様の申請が必要です。

補装具の耐用年数が過ぎると、再支給を受けることができます。

耐用年数内の場合、状況を確認した上、やむを得ないと判断した場合のみ、再支給を受けることができます。

一方、耐用年数が過ぎても修理等により使用できる場合は、修理費の支給対象となります。

以下に挙げる補装具の場合で、以下のア～ウのいずれかに当てはまる場合には、借受けが認められる場合があります。

〈補装具の種目〉

義肢、装具、座位保持装置の完成用部品、歩行器、重度障害者用意思伝達装置の本体、座位保持椅子

〈借受けの要件〉

ア、成長に伴い短期間で交換が必要な場合

イ、障害の進行により、短期間の利用が想定される場合

ウ、購入前に、比較検討が必要な場合

【問い合わせ・申し込み】

障害福祉課精神障害者福祉グループ

電話 03-3981-1988